

第 20 回  
行 方 郡 合 併 協 議 会

平成 17 年 7 月 21 日 (木)

行方郡合併協議会事務局

## 第20回行方郡合併協議会会議録

●日時：平成17年7月21日（木）午後2時から4時8分

●場所：北浦町役場「大会議室」

●開 会

●あいさつ

●議 事

○報告事項

（1）廃置分合に係る官報告示について

（2）協定項目の具体的な調整結果について

①地方税の取扱い

②納税関係事業

③使用料、手数料の取扱い

④保健衛生関係事業

⑤福祉関係事業

（3）庁舎の配置について

（4）合併協議会の廃止について

○協議事項

・新市特別職の報酬等について

○その他

● 出席委員（31名）

会長	横山 忠市	副会長	伊藤 孝一	副会長	坂本 俊彦
	酒井 勝男		原 延征		高野 貫一
	平野 晋一		齋藤 一男		埴 仁
	茂木 正治		宮内 守		橋詰 芳明
	磯山 信也		磯山 茂男		鈴木 忠芳
	山崎 實		宮内 勲		坂本 瑞夫
	羽生 勇		山崎 和久		大曾根輝江
	兼平 佳子		真家恵久子		栗又 敏治

大川 久子

吉田 和江

大崎 博之

篠塚 一郎

額賀 宏

松下 博充 (岡田克幸委員の代理)

小川 俊明

● 欠席委員 (4名)

平山 一巳

成嶋 常松

阿部 君子

笠尾卓朗

○一條事務局次長 お待たせをいたしました。

本日は、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の司会を務めます一條です。よろしくお願いいたします。

初めに伊藤副会長より、開会のごあいさつをお願いしたいと思います。

○伊藤副会長 どうも、皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、また暑い中、合併協議会ということでありましてお集まりをいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまより第20回行方郡合併協議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

○一條事務局次長 それでは、横山会長よりあいさつをお願いします。

○横山会長 それでは、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

皆様方には、本日は大変お忙しい中、第20回行方郡合併協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、皆さんもご承知のことと思いますけれども、7月14日に当地域の廃置分合につきまして官報告示がなされました。これによりまして、新市発足にかかわります法定手続すべてが完了をいたしましたわけでございます。

昨年3月15日、行方郡合併協議会を設置いたしまして、本日を含めまして協議会の開催も20回を数えることとなりました。また、この2年余の間に、まことに厳しい時期もあったわけでございます。3町の合併が確かなものということになったわけでございます。これまでご理解とご協力を賜りました委員の皆様方を初め関係各位には、心より感謝を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございます。

本日の協議会でございますけれども、報告事項4件、協議事項1件を予定いたしておるところでございます。

委員の皆様方には、円滑な議事の進行ができますよう、引き続きご協力のほどをよろしくお願いいたします。私のあいさつにかえる次第であります。

まことに本日はご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

○一條事務局次長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に移りたいと思います。

合併協議会規約第10条第2項の規定により、横山会長に議長をお願いし、議事を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○横山会長 それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきますので、ご協力のほど

よろしくお願いをいたしたいと思います。

なお、本日の出席委員は31名でございます。協議会規約第10条第1項に規定いたします定足数に達していることをご報告申し上げます。

まず、会議録署名人を指名させていただきたいと思います。

麻生町の平野委員さん、北浦町の吉田委員さん、玉造町の橋詰委員さん、3名にお願いをいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、会議次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思います。

まず、報告事項の(1)番でありますけれども、廃置分合に係る官報告示について、を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたしたいと思います。

○江寺事務局次長 それでは、資料の1ページの方をごらんいただきたいと思います。

1つは、先ほど会長のごあいさつの中にもありました官報告示が7月14日に行われたところでございます。その内容ということで、こちらの方に文書をそのまま掲載しておりますので、朗読する形でご報告をさせていただきたいと思います。

総務省告示第 777号

市町の廃置分合

地方自治法第7条第1項の規定により、行方郡麻生町、同郡北浦町及び同郡玉造町を廃し、その区域をもって行方市を設置する旨、茨城県知事から届出があったので、同条第7項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成17年9月2日からその効力を生ずるものとする。

ということで、平成17年7月14日、総務大臣麻生太郎様ということで告示になってございますので、ご報告申し上げます。

○横山会長 ありがとうございます。

報告事項の(1)については、以上のとおりでございます。

続きまして、報告事項(2)でありますけれども、協定項目の具体的な調整結果について、を議題といたします。

まず、①の地方税の取扱いから⑤の福祉関係事業まで、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○磯山調整班長 事務局の磯山です。よろしくお願ひします。

2ページの方を見てもらいたいと思います。

地方税の取扱いについてですが、調整方針として、合併時に統一するといったものや、合併時まで調整するといったものについて、具体的な調整結果について説明していきます。

具体的な調整結果の内容は、一番右側の「行方市」の欄に記載してあります。

まず、個人町民税の納期についてですが、具体的な調整結果といたしましては、平成18年度より統一するというので、統一内容はごらんのとおりとなっております。

次に、固定資産税の納期ですが、やはり平成18年度より統一ということで、統一内容はごらんのとおりでございます。

過誤納返還金の取扱いについては、合併時より麻生町、北浦町の制度をもとに統一することで調整しております。

次に、軽自動車税の納期についてですが、平成18年度より5月17日から5月31日までに統一することで調整しております。

入湯税については、平成18年度より3町で課税することで調整しております。ただし、老人福祉施設については、減免を検討中でございます。

次に、3ページの方を見てもらいたいと思います。

納税関係事業についてですが、まず納税組合長報酬については、調整結果といたしましては、平成18年度より均等割を1万5,000円、組合内世帯割を500円で統一することで調整しております。

次に、税証明手数料については、合併時より土地に関する証明を5筆までは1件とし、1枚ふやすごとに200円を加えることとし、建物に関する証明は5棟までを1件とし、1枚をふやすごとに200円を加える。また、公簿、公文書及び図面の閲覧、公簿、公文書及び図面の謄抄本は、1件として統一することで調整しております。

次に、5ページを見てもらいたいと思います。

使用料・手数料の取扱いについては、まず白帆の湯、北浦荘、老人いこいの家の料金は、現行のとおりとして調整しております。

衛生センター等への業者の搬入手数料につきましては、合併時より統一することで調整しております。統一内容につきましては、ごらんのとおりとなっております。

戸籍関係、住民基本台帳関係、印鑑関係、鳥獣保護関係、その他の証明につきましては、ごらんのとおりの金額で合併時より統一することで調整しております。

次に、都市計画図等ですが、合併時より5万分の1を1枚100円に、2万5,000分の1を1枚500円、1万分の1と2,500分の1を1枚1,000円に統一することで調整しております。

次に、7ページの方を見てもらいたいと思います。

保健衛生事業についてですが、まず健康づくり推進組織の健康づくり推進協議会等については、調整結果といたしましては、平成18年度より名称を「行方市保健センター運営委員会」、人数を15人以内で統一することで調整しております。健康推進員等につきましては、新市長誕生後、名称を「行方市保健協力員」、人数は現行のとおりとすることで調整しております。食生活改善推進員連絡協議会につきましては、平成18年度より支部単位で運営していくことで調整しております。がん予防推進員、母子保健推進員につきましては、平成17年度は現行のとおりで、平成18年度より廃止することで調整しております。

次に、各種検診（成人保健）についてですが、同じ制度のものは現行のとおりとし、差異あるものについては平成18年度より統一することで調整しております。統一内容については、ごらんのとおりとなっております。

また、各種検診の母子保健についても、同じ制度のものは現行のとおりとし、差異があるものについては平成18年度より統一することで調整しております。やはり、統一内容の方はごらんのとおりとなっております。

次に、予防接種についてですが、3町で集団接種として実施しているもの、医療機関の実施としているものなどに違いがあり、調整結果といたしましては、新市において差異について統一できるよう調整していくこととしております。

以上でございます。

○阿部書記 引き続きまして、福祉関係事業についてのご説明をさせていただきます。

資料の方は12ページをお開きいただきます。

その1としまして高齢福祉についてですが、調整方針の中で、合併時まで調整するという項目がございますけれども、それらについてのこれまでの調整内容についてご報告をさせていただきます。

まず、敬老事業の中の敬老祝い金でございますが、これにつきましては、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度からは行方市長寿祝い金として統一する。ただし、対象者等については引き続き検討するとなっております。

続きまして、敬老者名簿でございますが、これにつきましては、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度以降は廃止するとなっております。

続きまして、敬老週間訪問でございますが、これにつきましては、平成17年度は現行のとおりとする。対象者及び配布方法については、平成18年度より統一するとなっております。

13ページをごらんいただきます。

敬老祝賀につきましては、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度以降は速やかに統一できるように検討するとなっております。

生活管理指導短期宿泊事業につきましては、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度以降は玉造の例により統一するとなっております。

ページを返していただきまして、軽度生活援助事業につきましては、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度以降は麻生町の例により統一するとなっております。

ひとり暮らし老人福祉手当につきましては、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度以降は新市において検討するとなっております。

介護慰労金につきましては、合併時に玉造町の例により統一するとなっております。なお、この介護慰労金については、麻生町、北浦町においては既に本年度4月から玉造の制度に合わせた形で実施をしております。

続きまして、老人クラブ助成でございます。平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度以降は速やかに統一できるように検討するとなっております。

なお、一部具体の調整が既に済んでございますので、こちらについてご説明させていただきます。具体の調整としましては、単位老人クラブへの補助金の算出方法については、北浦町の算出方法に統一するという事で確認をされております。

続きまして、福祉電話貸与でございますが、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度以降は麻生町の例により統一するとなっております。

続きまして、紙おむつ支給。これにつきましては、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度以降は玉造町の制度をもとに統一するとなっております。

続きまして、給食サービス。平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度以降は新市において検討するという事でございます。

引き続きまして、その2としまして児童福祉でございます。

まず、保育所については、平成18年度以降は下記保育所保育料徴収基準額表のとおり統一する。保育時間については、地域の実情を踏まえ平成18年度以降に統一するとなっております。

続きまして、医療費助成の中の未就学児の医療費助成についてですが、これにつきましては、合併時に玉造町の例により統一するとなっております。

続きまして、妊産婦外来自己負担分助成でございますが、これにつきましては、合併時に麻生町の例により統一するとなっております。

乳幼児外来自己負担分助成につきましては、合併時に玉造町の例により統一するとなっております。

続きまして、その3としまして社会福祉でございます。

まず、在宅心身障害者福祉手当でございますが、これにつきましては、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度以降は新市において検討するというところでございます。

続きまして、民生委員についてですが、資料の新市の欄に具体の調整内容が記載されているわけでございますけれども、実は昨日の午後に3町の民生委員の会長、副会長さんにお集まりをいただきまして、具体の調整をしていただきましたので、その調整内容についてご報告をさせていただきます。

まず、組織についてですが、合併時に合わせて、連合会組織である行方市連合民生委員児童委員協議会を設立する。また、旧町単位で、麻生には行方市麻生民生委員児童委員協議会、北浦には行方市北浦民生委員児童委員協議会、玉造には行方市玉造民生委員児童委員協議会をそれぞれ設置をするということでございます。活動内容については、旧町単位でこれまでの活動を行うということでございます。

続きまして、麻生地区保護司会及び麻生保護区更生保護女性会についてでございますが、これにつきましては、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から統合の方向で調整をするということでございます。

続きまして、日本赤十字社関係事務でございますが、これにつきましては、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から統一するよう調整するというところでございます。

以上でございます。

○横山会長 大変ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いをいたしたいと思っております。

橋詰委員さん、お願いします。

○橋詰委員 証明書とか土地建物ですね、こういうものについてはわかりますのですが、公図なんかはどういう具合になるのでしょうか。例えば、一つの番地が1枚でちょうど斜になっていますけど、4カ所にまたがった場合、これ進んでいるところはもうコンピューターで、一つの番地が1枚に出るようになっていく役所もあるわけなんですけど、行方市になってもですね、そこら辺はどのように今考えられているのか。4枚に及ぶ番地というものもあると思うんですけど、一つの番地が。そういった場合、1枚でもらうのか、またこれは1筆単位として扱うのか、そ

こら辺の解釈はどのようになるのでしょうか。いずれこれは1枚にはなると思うんですよね、コンピューターによりまして。

○横山会長 それでは、事務局からお願いいたしたいと思います。

○磯山調整班長 今のところの質問の内容なんですけれども、一応分科会のレベルでは、結局4枚に紙がなりますので、例えば1枚200円だったら、4枚分もらうという形で800円という形で考えています。

公図の閲覧は、4枚にまたがっても、4枚見せても1件分もらうんですけど、それを例えば複写する場合は、複写の料金ということで4枚分もらう形です。

○横山会長 どうぞ。

○橋詰委員 そうしますと、進んでいるところは1枚でするんですよね、それで1枚の料金と。たちどころにもうすぐ、何番地と言えはその何番地を中心にした公図がですね、A3ならA3サイズでぱっと出るわけですよ、もうほとんど瞬時にですね。4枚という分になると、それを組み合わせして、それでできるだけずれのないように張りやすくするというような手間もかかりますし、料金も高いと。

そうしますと、せっかく市になっても、何ら他市に比べて行方市は安くはならないと。そういった意味でのコンピューター導入というのは、いつごろ具現化されるのか。

○横山会長 それでは、お願いします。

○江寺事務局次長 現時点でするね、今の合併準備の中で、今お話のあった部分をコンピューター化するというような方向性は今のところ出ておりません。新市になってから新たに検討するということになるかと思えます。

○横山会長 はい、どうぞ。

○橋詰委員 そうしますと、固定資産税を補足するために航空写真がありまして、航空写真と現場の写真と公図をぴったり合わせて、その土地が中心地になるようにできるシステムに今なっていると思うんです、現時点で。それは全く利用できないということであるとすれば、それ利用すれば十分1枚で可能じゃないでしょうか。航空写真があつて、航空写真のところへ重ね合わせるというか、線引きがみんなあるわけですよ。その線によって、中心地の番地がみんなわかるということ現実できるはずなんです。そのことをなぜ、じゃあそれはそれとしてやらないんでしょうか。もったいない話だと思うんです。

○横山会長 どうですか。

○江寺事務局次長 答弁になっていない答えになってしまうかもしれませんが、今、橋

詰委員の方からご提言受けた内容を含めて、これから検討させていただくということでご理解をいただきたいと思います。

○横山会長 はい、どうぞ。

○橋詰委員 それはですね、今すぐできる話だと思うんですね。固定資産税の地番と、航空写真撮って現況が畑が山になっているか、山が畑になっているか、またはそこへ建物が建っているか、変更している写真とその周辺をぴったり合わせれば一瞬にしてできるわけです。それをやるかやらないか、それはある程度方向性で打ち合わせしたと思うんですよね。ぜひこれお願いしたいと思います。金はかからないわけです。

○横山会長 いいですか。

それでは、この件につきましては、新市になってコンピューター導入等も検討しながら、合併してよかったと言われるように努力をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○横山会長 ほかにございますか。

(なし)

○横山会長 ないようでございますので、調整結果の報告につきましては以上のおりとさせていただきます。

続きまして、報告事項の(3)番、庁舎の配置等について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○永峰総務班長 事務局の永峰でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料の21ページ、22ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの庁舎の配置等ということでございますけれども、確認をさせていただきますと、第14回の合併協議会、昨年11月29日かと思っておりますけれども、その中で、新市の行政組織の案ということで部及び課の配置、そしてそれぞれの3つの庁舎の機能の配置をお示ししてございました。

それらを基本にその後検討を進めまして、22ページにございますような行政組織ということで決定を見てまいりました。それぞれ若干の課の名称の微調整なりございましたけれども、右側にありますような系の配置をし、このような形で行政組織として確定をしているということでご報告を申し上げたいと思います。

そして、また21ページの方に戻っていただきまして、それらをそれぞれの庁舎に配置した際

の課及び室の名称ということで、ごらんをいただきたいと思います。

一つこちらにございますけれども、一応「課」という名称と、分庁舎において同じ課の中身については「室」というような名称を用いていることでご理解をいただきたいと思います。

まず、麻生庁舎でございますけれども、第1庁舎にそれぞれごらんの課が配置になりまして、第2庁舎にもごらんのような課の配置ということでご理解をいただきたいと思います。それぞれ北浦の庁舎、北浦の公民館、玉造の庁舎、また玉造の保健センター、泉配水場、こちら水道課の配水場でございますけれども、こちらにこのような課の配置をする予定でございます。

また、右側の方の欄をごらんいただきますと、それぞれの部ごとの課の名称、さらに係の名称、この辺は先ほどの行政組織と重複したような表現でございますけれども、それに合わせた本課が置かれる庁舎以外の機能としましては、右側に支所機能ということで示してあります例えば福祉室、市民室、建設室、農林水産室というような形で、支所機能が配置されるということでご理解をいただきたいということでございます。

麻生庁舎については、総務部とごらんをいただいておりますような支所機能の室が配置される。また、同じような考え方で、北浦庁舎には経済部、教育委員会、農業委員会、そして支所機能としてここに示してございます5つの室の配置。また、同じく玉造の庁舎については、市民福祉部、建設部、議会事務局、水道課ということで、支所機能としては4つの室が配置されるということで、よろしく願いいたします。

また、各住民サービスのセンターと申しますか、中心となりますサービス部門については、各庁舎の1階のなるべく利便性の高いスペースに配置をしていくというような考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、ご説明にかえさせていただきます。

○横山会長 大変ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明についてご質問等がありましたら、お願いをいたしたいと思いません。

磯山委員さん、お願いします。

○磯山（茂）委員 北浦の磯山です。

ちょっとお聞きしたいんですけど、玉造庁舎の方の水道課、泉配水場となっておりますけれども、北浦の次木に建設を進めておられました北浦の水道課があると思うんですけど、その建物に関しては今後どのような使い方をしていくのか。多大なお金をかけて、町の税金をかけて、その建物の運用方法をお聞きします。

○横山会長 それでは、担当の方でお願いいたします。

○永峰総務班長 ただいま磯山委員さんの方からお話があったのは、現在北浦の水道課が入っている配水場の今後の事務室の活用ということでのお尋ねだと思います。

これまで、それぞれのそういうハード部門といいますか、施設が整備されているのを十分認識した上で検討したわけでしたがございましたけれども、例えば人員を配置することを考えた場合に、1カ所で配置した方が業務として効率が高いだろうというような判断に基づきまして、合併のときより一つの事務室に統合すべきということで検討された結果、泉配水場を使うということになりました。

ですので、今ご質問のあった北浦の配水場につきましては、事務室として通常職員を配置して使用することということではなく、必要に応じたメンテナンス等で行ったときに使用するということで、事務室として今後使う予定は現時点でございません。

○横山会長 どうですか。

はい、お願いします。

○磯山（茂）委員 機場わきの建物ですが、その他のものに使用してどうなのかということを考えますけれども、あれほど立派な事務室を、建物ですね。それで、市のときに統一して、1カ所のところで事務をやるというのは十分わかります。ですけれども、立派な事務室があるわけですから、何らかの形で地域の集会施設など、そういうふうのできるのであれば、ひとつそういうものに利用していただきたいというふうにも考えます。よろしくお願いします。

○横山会長 それでは、新市で検討させていただきたいと思います。

ほかにございますか。

大曾根委員さん、お願いします。

○大曾根委員 玉造の大曾根でございます。

庁舎の配置等が決まりましたけれども、主に課につきましては集中される課と、それから分散される課と分かれるかと思うんですが、住民サービスについて劣らないよう、現状以上に住民サービスができるようにしていただきたいのはもとよりなんですけれども、この配置表について、現状の職員の皆さんでお仕事された場合に、現状以上の住民サービスができるようなシステムであってほしいと思うのですが、その点、現在の職員の皆さんの人数でその配置というか、お仕事がスムーズにいかれるのかどうかお伺いしたいのですけれども。

○横山会長 お願いします。

○永峰総務班長 正直言って今、間違いなくスムーズに行くという確定的な表現はできないわ

けですが、これまで検討する中で、それぞれ合併のメリットと、また住民サービスをいかに低下させないでというような形では、それぞれの分科会の中で事務事業を詰めていくときに十分論議をしてみいました。

また、今回の組織の中においても、委員の皆さん方からも当初意見がございましたように、総合支所的な方式の方が住民サービスは下がらないのでないか。また、あるいは本所、支所的なものにしないと職員の数が減らないのではないかというような、いろんな議論もお受けいたしましたして、それらを勘案した上で、最終的には分庁方式で、かつ住民に対する窓口部門については今までと同じような形で対応できる組織体制と一人的な配置も含めてですね。そういうような形での十分な考慮をして進めてきた結果ということで、まずご理解をいただきたいと思っております。

また、これは一般的な合併のメリットになるかと思いますが、電算関係のネットワークが3庁舎されますので、例えば麻生町の方が玉造町の役場に行っても住民票がとれるようになりますし、印鑑証明書、戸籍簿等、抄本等、そういうものをとれるようになりますので。また、昼休みの窓口業務も従来よりは若干幅広くなるのかなという部分もありますので、その辺での一般的な合併のメリットになるかもしれませんけれども、そういう部分でこれまでよりも向上する部分もあるというよう感じております。

ちょっとお答えにならないかもしれないんですが、そういうことを念頭にして、結果このような配置とこのようなシステムになったということでご理解をいただければありがたいなと思います。

以上でございます。

○横山会長 よろしいですか。

ほかにありますか。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内（守）委員 どうもご苦労さまです。

22ページが一番下の出先機関ということで、有機肥料供給センターというのがあります。それから、環境美化センター、それから衛生センターとあるんですけども、これらはどういう施設ですか。有機肥料供給センター、それと環境美化センターは麻生にある衛生センターかなと思うんですよ。説明していただけますか。

○横山会長 はい、わかりました。では、お願いします。

○永峰総務班長 まず、ご質問がございました有機肥料供給センター、農林水産課の出先機関

ということでございますけれども、こちらは家畜のふん尿等も含めたし尿処理施設ということでご理解をいただきたいと思っております。

そして、環境課にあります衛生センター、こちらは北浦と麻生の衛生センターということで、北浦はこれまでの自給肥料供給センター、こちらが今度名称としては北浦衛生センターというような形で組織の中では考えてございます。

以上でございます。

(もう一回)

○横山会長 では、もう一回お願いします。

○永峰総務班長 1つ目の有機肥料供給センターは、玉造町にある施設でございます、家畜のふん尿を含めたし尿処理の施設ということでございます。

次の衛生センターについては、麻生の衛生センターと北浦の衛生センター、北浦の衛生センターにつきましては、これまでの自給肥料供給センター、こちらを北浦衛生センターということで位置づけてございます。よろしいでしょうか。

○横山会長 はい、お願いします。

○宮内(守)委員 そうしますと、有機肥料は玉造のもので、衛生センターは麻生と北浦の衛生センターのやつ。北浦では自給肥料ということなんですが、自給肥料というのはご存じのように、し尿を発酵させて肥料を提供しているんですね。そうしますと、衛生センターになりますと、こういういろんな、ポスターからいろんなものをすべて衛生センターに直すようなことになりますかね。例えば、し尿だとか、いろんなものがありますよね。自給肥料ということで皆さんに定着して今、分配されているんですか。お上げしているわけですけど、そういうむだ出てきませんか、名前を変えることによって。どうですか。

○永峰総務班長 宮内委員さん言われますように、そういう名称の変更が伴いますと、看板の設置なり、そういうものの費用負担増はあろうかと思っております。ただ、長い目で見ていったときに、今回の判断としましては、同様の施設であれば同じ名称として統一するのは、合併のこの時期のこの機会をとらえないとなかなかできないのかなというような判断が、一部そういう経費がかさむ部分もございますけれども、長期的な見方に立ったときには、そういう部分も、同じような施設は同じような名称で統一した方がよろしいんじゃないかなというような判断かと思っております。

○横山会長 はい、どうぞ。

○宮内(守)委員 それで、ちょっと申しわけないんですが、この名称につきましては、やは

り分科会や幹事会、いろいろ手続を踏んでつくったということですからけれども、経過を見ると今のような。

○横山会長 はい、お願いします。

○永峰総務班長 一般的なこれまでの調整結果と同じでございますけれども、細かい話をしますと、全体的な施設の名称を整理した表をもとに各分科会で検討していただいて、それを集約し、幹事会あるいは町長会議、こちらにお諮りした上での結果ということでご理解をいただきたいと思います。

○横山会長 宮内委員、どうぞ。

○宮内（守）委員 そういうことであれば結構ですが、やはりいろいろそういう……、採算というか、不効率がないようによく、時間もありますから検討してもらって、お願いしたいと思っています。

以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

茂木委員さん、お願いします。

○茂木委員 どうもご苦労さまです。麻生の茂木です。

見ますと、職員の方がたくさんいるからこのようにできたのかなと感じるところでございますけれども、行政改革もすぐできないので。

ちょっと、では、まず福祉室、例えば麻生の福祉室で室長も与えるというような話が出ていますね。この福祉室の人数はどのくらいのような形ですか。

○横山会長 それでは、事務局でお答えをしてあげてください。

○永峰総務班長 茂木委員さんの方からのご質問がありました麻生町の福祉室の職員の数ということでございますけれども、6名で予定をしております。

○横山会長 はい、どうぞ。

○茂木委員 6名で福祉室がいて、ここに室長さんがお見えになるということ、それと今度、玉造庁舎の方に福祉課が設けられまして、福祉課の課長さんがここに来ると思います。そうすると、今度、福祉課の人数というのはどのくらいなのか、お聞かせ願います。

○永峰総務班長 こちらにつきましても予定の数でございますけれども、16名でございます。

○横山会長 はい、どうぞ。

○茂木委員 わかりました。

そうすると、市民福祉部で全体で何名と、お聞きしたいと思います。

○横山会長 お答えください。

○永峰総務班長 市民福祉部の全体で99名の予定数でございます。

○横山会長 はい、どうぞ。

○茂木委員 わかりました。

先ほど冒頭言いましたように、職員の方がいっぱいいるから、このようないっぱい室ができたのかなというふうに思っております。

あともう1点、これ決めてないのかなというように感じるんですけど、市長室は麻生に置かれますけど、収入役室、また助役室というものを設置するのか、どのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○横山会長 担当の方でお願いします。

○永峰総務班長 現時点におきましては、収入役室なり助役室というような、そういう部屋を確保してということの考えはしてございません。

○横山会長 はい、どうぞ。

○茂木委員 現在は考えていないということなので、これは例えば新しい市長さんが誕生したときに考えるというようなことをご理解していただくものと思いますので、終わります。

○横山会長 ありがとうございます。

磯山委員さん、お願いします。

○磯山（茂）委員 隣の宮内君が説明を聞いたことで、ちょっと私納得いかないもので、もう一回説明をお願いしたいんですけど、有機肥料供給センターは玉造のもので、家畜のものを主体として農林水産課、北浦の施設でございます自給肥料供給センター、これは人ふんの処理として発酵施設ですね。玉造の有機肥料供給センターも発酵方式でやっておるんですね。それで、これは家畜のものだけで、人ふんは入っていないんですかね、この辺の説明と。

なぜ、自給肥料供給センター、北浦のものを衛生センター、環境課に置いたのか、そこをはっきりと説明してください。

○横山会長 それでは、事務局よりお願いします。

○菅谷事務局次長 玉造の菅谷です。

ただいまのご質問で、玉造町の有機肥料供給センターにつきましてお話をさせていただきます。

玉造の場合には、人畜双方を処理する施設で、処理方式については北浦と同様な処理方式で

す。それで、現時点においては、運営協議会ができておりまして、家畜は人よりもふん尿の量が大量に出ます。それから、現時点では多頭飼育といいますか、多くの家畜を飼っておられますので、あの施設では十分に処理ができませんので、その協議会の中でローテーションを組みまして、家畜それから人というようなことでもって2つに分かれておりますけれども、ローテーション方式で現在双方を投入しまして、それで繰り返になりますけれども、北浦と同じような発酵しまして、液肥としましてそれぞれ農地の方に散布というような形をとっております。よろしくお願ひします。

もつとも私、北浦ではございませぬけれども、ちょっと視察させていただいた関係がございまして、北浦は家畜は投入せず、人のみです。それから、当然、麻生はご承知のとおり人のみの処理というような形でもって、これは麻生の場合には多分、水処理によりましての排出といいますか、そういうことでもっての処理と。ですから、玉造、北浦の場合は、農地散布でもって農地還元と。また、水処理によりまして、最後に採集する終末水は放流というような形をとっておるのが、3町のそれぞれの処理方法です。

○永峰総務班長 課の位置づけということでございまして、人ふんが入っているものを一応衛生センターとしてくくり、環境課サイドにというようなことでもってございまして、家畜が入った部分で農林水産課、かつ、現時点の玉造のセンターは農林水産課の方の所管でございまして、衛生センター関係は麻生も北浦も環境課の方で持っているというようなことで、現行を踏まえているというような判断もあったのかなと思います。

以上です。

○横山会長 はい、どうぞお願ひします。

○磯山（茂）委員 ただいまの事務局の説明ですと、人ふんに関しては環境課と言いましたね。玉造も人ふん入っているんですよ。なぜ自給肥料供給センターも環境課に持っていかないんですか。それがわからないんですよ。わかるように説明いただければ私も納得します。ですけれども、なぜ発酵施設を、何日か発酵したものを農家に還元しているわけですね、玉造も北浦も。ただ、玉造は家畜のふんが入っているだけであって、同じ方法で同じ散布しているわけです。それをなぜ、北浦の自給肥料供給センターだけは環境課に、人ふんだからというようなことで環境課を配置したのはなぜか、きちんと説明をお願いしたい。

○横山会長 それでは……。

○江寺事務局次長 最終的な判断の部分でいいますと、現在、北浦町さんの方でどこで管理しているかというのは、環境課ということでもうちの方承知しているんですが、それが最終的な決

め手なのかなど、うちの方で考えておりますけれども。

- 横山会長 家畜のふん尿を処理する玉造の方は、農業の関係でそういうふうにしたという  
ような話を聞いています。あと、麻生と北浦は人ぶみだけですから、環境課というように  
ことで位置づけをしたというふうにご理解していただきたいと思いますがいかがですか。  
それでは、ちょうど休憩の時間になりました。それでは、3時まで休憩いたします。

(休憩14:50～15:00)

- 横山会長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思います。

それでは、事務局でご説明をお願いします。

- 羽生事務局長 それでは、先ほどの質問ですけれども、質問の趣旨をもう一回繰り返させて  
もらいますと、玉造の施設と北浦の施設はどう違うのかと。なぜ、片方が農林水産課であり、  
片方は環境課のそれぞれ出先なんだと、そういうご質問の趣旨かなというふうに理解しますの  
で、それに沿ってお答えをしたいと思います。

まず、玉造の有機肥料供給センターですけれども、こちらにつきましては家畜のふん尿とそ  
れから人間のし尿を処理する施設だと。それで、補助事業で整備をしているそうですけれども、  
農林省所管の補助事業で整備したと。一方、北浦の施設につきましては、家畜のふん尿は入っ  
ていない、し尿のみだと。そして、補助事業はなかったんだと、補助じゃない、起債事業で取  
り組んだというふうに理解しています。

そういう差がありましたものですから、玉造の施設につきましては農林水産課扱い、そして  
北浦の施設につきましては、麻生の施設がたまたま厚生労働省の補助事業でありましたもので  
すから、し尿のみの処理施設ですので、麻生と北浦と同じような施設でございますので、環境  
課のそれぞれ出先機関という位置づけで整理をしたということをご理解をいただきたいと思  
います。

- 横山会長 でしょうか。

では、磯山さん、お願いします。

- 磯山（茂）委員 ただいまの説明よくわかりました。ですけれども、北浦自給肥料供給セン  
ターは、確かにし尿だけの発酵施設でございます。ですけれども、最終処分、これは各農家に  
散布をお願いしているわけですね、玉造も北浦も。だから、玉造に関しては、今も説明あつた  
ように動物のが入ったと。そこだけですから、それで北浦町のところは補助金もらわないで、

単独でやったというふうに説明ありましたから、別に農林水産課の方に入れても私は何ら問題はないのかなというふうに――個人的な意見ですけど――考えるもので質問しました。

ですから、要望としては、玉造の有機肥料供給センターとともに、あと同じ扱いを北浦の自給肥料供給センターも扱っていただけないかなというふうに思います。

○横山会長 それでは、事務局で答えてください。

○羽生事務局長 もう一回お答えをさせていただきます。

今お尋ねのように、北浦の自給肥料供給センターも麻生町の衛生センターも、どちらも人間のし尿のみの処理なんですけれども、どちらも特殊肥料として農家に還元はしているんですよね、麻生の施設も。そういった意味では、何と申しますか、処理対象物と申しますか、人間のし尿を処理する施設として申しますし、それから特殊肥料ということで農家に対しても還元をしています。そういった意味で、共通項が多い部分がございますので、環境課のというふうにするよう整理をさせてもらった。

そして、先ほどの繰り返しになりますけれども、玉造の有機肥料供給センターにつきましてはふん尿も入っている。そして、補助も農林省の補助だというようなところから、そしてもう一つは、従来から現在もそうですけれども、玉造の方では農林水産課の方で所管し、それから北浦町、麻生町についてはそれぞれ環境課の方で所管をしているというところがありますので、そういう整理をさせてもらったということをご理解をちょうだいしたいと思います。

○横山会長 では、最後の最後お願いします。

○磯山（茂）委員 現在、麻生町の衛生センターの正式名称は、特殊肥料はされているんですけど、正式名称は何というんですか。北浦の場合には、自給肥料供給センターと特殊肥料を整理したんですけれども、麻生の正式名称。

○横山会長 お願いします。

○羽生事務局長 施設の正式名称ですね。麻生町衛生センターというふうに呼んでおります。

○横山会長 よろしいですか。

それでは、ひとつご理解をお願いいたしたいと思います。

はい、どうぞお願いします。

○高野委員 高野でございます。

総務部の方の秘書広聴課秘書係、これ何人いるかをお聞きをしたいと思います。

○横山会長 事務局でお願いをいたします。

○永峰総務班長 高野委員さんの方からご質問ございました秘書広聴課の秘書係、こちらは2

名という予定でございます。

○横山会長 はい、どうぞお願いします。

○高野委員 今、秘書が2人と聞いたわけでございますけれども、先ほど茂木委員さんの方からも、大変優秀な職員さんがおるんだということの中で、市民福祉の方も99人ということで配置をなされたということでございますが、私たちも議長会として、議会の事務局の方をぜひとも6名にお願いをしたい、お願いをしてあったわけでございますけれども、今、議会事務局は何人を考えておるか、ひとつお願いをしたいと思います。

○横山会長 それでは、お願いをいたしたいと思います。

○永峰総務班長 同じく予定の数でございますけれども、5名考えてございます。

○横山会長 はい、どうぞ。

○高野委員 私たち議会の議長会といたしましては、できれば6名にお願いをしたいということが5名になったわけでありまして、その6名、多分、会長にも私も申し上げたつもりでございますけれども、議長会としての申し出が、6名ではならん、5名であるという、そのなぜかというところをひとつお聞かせを願いたい。

○横山会長 それでは、事務局の方でご説明をお願いいたしたいと思います。

○永峰総務班長 検討してきた経過の方を申し述べさせていただきたいと思います。

ほかの部署についても、同じような考え方で組織の配置の方は進めてまいりましたけれども、一つの庁舎にまとまることによって、事務の共通する部分が出てきたり、そういう部分で、集約した組織については、現行の職員数よりもある程度下の数で配置を考えてきたというような考え方が基本でございます。

それで、今6名にというようなお話もございましたけれども、そういう検討の結果5名というようなことをご理解お願いしたいと思います。

○横山会長 はい、どうぞ。

○高野委員 実はこれ、在任特例中でもということで6人をお願いしたいわけでございます。それはなぜかという、さっき質問で聞いたのも、1人の市長さんに2名、今度私たちの議員数、特例期間中は52名という大所帯の中で、先ほども全体のいろんな会議の中でも、こっちまで、玉造町の議場まで来る間までそういう麻生や北浦の議員さんが集まってどうしたらいいだろうという、その分岐点の中でもどうなのかなということで、できれば6名をお願いした経過があるわけでございます。ひとつ、これも決定ということなのかなと思いますけれども、ぜひとも在任特例の期間中、6名をお願いしたいという最大の要望をしておきたいと思います。

○横山会長 それでは、なおかつよく検討をしてですね。これは、幹事会や、それから分科会等でいろいろ議論をしてきたし、いろいろほかの地区の様子も見ながら1名減、6人を5人にしたというような説明を受けております。しかしながら、5人と6人は1名ですから、そのようなことの大きな話ではございません。議員さん方がそれが本当にいいんだと、一生懸命議会活動ができるんだということになれば、またよく検討したいというふうに思います。これも3人の町長、今の現職の町長が決定権を持っているわけでありますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

ほかにありますか。

はい。

○宮内（守）委員 申しわけないんですが、行政組織で今いろいろぽつぽつやりながら出てきていること、困るので。資料で、ちょっと大変恐縮ですが、配置人数を我々にお示しいただけるようお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○横山会長 それでは、協議会に人数入りの組織図を配らない方が、どっちかといえばおかしいわけであって、職員がみんなそろいました。ですから、皆さんにそれをお配りをしたいというふうに思います。

では、ちょっと休憩をとりますので。

（休憩）

○横山会長 それではこの取扱いには十分に気をつけていただいて、この数字を私は嫌とか、こういうふうにしてくださいというようなことは、この協議会全体会議では受け付けませんので、よろしく願います。

それでは、全部もらいましたですか。

この他にも何もありません。これは、麻生、北浦、玉造の職員の数です、現在のね。それで配置をしてあります。これは案ですけれども、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、皆さんにあえて意見を聞きませんので、よろしく願いをいたしたいと思います。

続きまして、報告事項の（4）番、合併協議会の廃止について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○江寺事務局次長 それでは、合併協議会の廃止についてということで、冒頭ご説明申し上げました9月2日の合併が官報告示により決定をしたということになりますので、9月1日、合併の前日をもって合併協議会を廃止するという取扱いのご報告でございます。

なお、決算等の取扱いについて、記書きの方に書いてございますので、そちらの方をご説明申し上げて、ご了解をいただきたいというふうに思います。

1 番ですが、協議会の収支は、合併協議会規約第20条の規定により、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者が決算する。

決算及び監査報告については、速やかに決算書及び監査報告書を作成し、委員に送付するものとする。

協議会が所有する財産及び剰余金等については、すべて行方市へ引き継ぐものとするという取扱いでご了解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○横山会長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等がありますればお願いをいたしたいと思います。

合併協議会の廃止について、よろしいですか。

それでは、合併協議会の廃止につきましては、以上のとおりとさせていただきます。

続きまして、協議事項の新市特別職の報酬等について、を議題といたします。

前回の協議会では、小委員会から審議結果の報告がございました。それに対しまして、賛否両方の意見が出されました。そこで、報告書の内容をよく読んでいただいて、今回の協議会で意見を出してもらおうということでございました。

それでは、発言をお願いをいたしたいと思います。

どうでしょうか。

磯山委員さん、お願いします。

○磯山（茂）委員 前回の中では賛否分かれたというふうに思いますけれども、私は、小委員会の委員さんの多大な努力によつての結果ですので、私は報酬審議会の額は相当だというようなことで賛成したいと思います。

○横山会長 ただいま磯山さんからご意見が出ました。ほかにもございますか。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内（守）委員 私も磯山委員と同様、小委員会の提出されたこの内容、これを尊重したいと思います。最低だというお話があったわけですがけれども、最低ではないんじゃないかというように見ます。したがって、行方市の財政状況を考えますと、小委員会からの提出されましたこの額は妥当でないかと、こういうふうに思います。

○横山会長 ありがとうございます。ほかにもありますか。

酒井委員さん、お願いします。

○酒井委員 何度も繰り返すようですが、私は、きちんと、いわゆる仕事に見合った報酬を設定すべきでないかということでお願いをしたい。今まで、私はこれは言わない方がいいと思って言わなかったんですが、我々、申しわけありませんけれども、議員の年金やなにかも、一番最後のいわゆる最終年度の2年間を基準にして、年金のベースもはじき出される。そういうことまで考えると、私は少なくとも在任期間中は現状の報酬額で、麻生は麻生、北浦は北浦、玉造は玉造でいってもらうのが妥当でないかという考え方です。

それともう一つ、基本的に3町分を足して3で割れば、これはアベレージが出るだけで、一つも公平ではないと私は思う。公平な形だとすれば、麻生が下がる分北浦も下がる、玉造も下がるなら、これは公平でしょう。そういうような形じゃなければ、少なくとも私は公平だと思わないし、どうして合併して我々の報酬が下がらなきゃならないのかといたら、非常に疑問です。

基本的なことを言えば、皆さんがどうしてもそうしなきゃだめだと言うなら、私はもうきのうの議会、麻生町の議会の中でも言ってきました。どうしても皆さんがそれで賛成だというならそれで結構ですが、でき得れば、少なくともそういう事情も考慮していただいて、それで何とかならないかと。基本的に私は納得できませんけれども、皆さん方がそれでよろしいということであれば、これはしょうがない。だけれども、基本的にですね、今まで何十年、私らは15年も20年も年金のいわゆる共済金を積んできていて、その基本のベースが早いのは2年で、1年7カ月の残任期間、いわゆる在任特例期間がゆえにそれが下がるような、そんなばかげた話はないんじゃないかなというふうに私は思います。

それで、いろんな意見の中で、議長だから余りしゃべらない方がいいというようなことから、私はもうこれだけ言って引き下がるつもりですが、皆さん方がどうしてもそれで決定ならそれで結構です。ただし、そうでなければ、その辺のところは考慮すべきじゃないかなというふうに、私は私なりの意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

○横山会長 ほかにありますか。

ないですか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、ちょっと10分ばかり休憩をお願いしたいんですが、よろしいですか、皆さん。

(休憩15:33～15:45)

○横山会長 大変貴重な時間をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思います。

ただいま私ども六者会議を開きまして、いろいろ協議をいたしました。結果だけを申し上げたいと思います。

小委員会の提案どおり決定をしまいたいということで、6人とも本当にわだかまりなく思いが一致いたしましたので、ご報告をいたしたいと思います。

それでは、その他で、何かご意見ございますか。

では、橋詰さん、お願いします。

○橋詰委員 9月2日から新しい行方市ができ上がるわけでございますけれども、住民票の発行とか、いろんな各種証明書ですね。そういった問題等については、これはどのように今の段階で考えられているのでしょうか。

○横山会長 それでは、先ほども話が出たようでありますけれども、もう一回、事務局の方でお話をしてください。

○江寺事務局次長 窓口の分野のことについて、住民サービスが低下しないのかというお話なのかなという印象をまず持ったわけですが、以前の議題に出ました住民票であるとか、戸籍であるとか、印鑑証明など、そういうものについては従来、各町の皆さんは自分の役場に証明を申請していたということでもありますけれども、それについてはどの庁舎へ行っても同じようなサービスを受けられるというような形で今、分科会、専門部会、内部の調整、準備をすることによってございます。

○横山会長 よろしいですか。

はい、お願いします。

○橋詰委員 どこの分庁舎へ行っても窓口は同じであるということではあると思うんですが、早速これ自分の職業上の立場とか交際関係から含めまして、行方市ということをつけて自分の住所の住民票をとるなり、戸籍抄本をとるなり、何なりかなりと新しい費用が発生してくるかと思うんですね。そういった問題について、これはどこの市町村もそうなんだろうけれども、当面そういったような費用の、余計なと言ったらおかしいんですが、これは合併に伴う住民の立場からすれば、そういう当初の費用軽減はある程度考慮して一定期間だけはできるとか、そういうような発想の段階というのではないのでしょうかね。各町についてそれぞれやるの

は結構なんです、そういった、みんなそういう同じ立場にこれはなってくると思うんですよ、住民票、戸籍謄抄本ですか、各種証明書。

○横山会長 それでは、お願いします。

○永峰総務班長 今、橋詰委員さんの方からご質問、ご指摘があった住所の変更に伴って証明書の関係部分ということでございますが、一つは、無料で住所表示変更証明書というものを市民課の窓口で発行する予定でございます。旧来の住所と新市の行方市の住所を表記し、新市の市長が、当初は職務執行者になろうかと思っておりますけれども、証明をする無料の証明書の交付を予定してございます。

○横山会長 よろしいですか。

○橋詰委員 そうしますと、これ自分の交際範囲なり営業範囲なりのことで住所変更届、商売人であれば早速いろんな影響が出てくると思うんですが、そういうような面については、例えば行政の方で、じゃあ自分ごとについて 100枚欲しいとか、あるいは 200枚住所変更届が欲しいとか、そういった意味の費用負担、これは各自負担ということになるんでしょうか。

○横山会長 それでは、ちょっと答えてください。

○永峰総務班長 ほかの先進事例も、同じような扱いというように聞いてございますけれども、原則自己負担というような形の考え方になろうかなというふうに考えています。

○横山会長 はい、お願いします。

○埴委員 いろいろと本市の紹介がなされる、わかりやすい新市紹介の概要版等を配布してもらえたらと思うんですが、それについてどうでしょうか。わかりやすく、いろんなもの、無料なものとか、これはこうですよというようなもの、全体的な概要版なんかでいろいろ全体、会長の名前で出していただければとお願いするところだけでも。

○横山会長 ダイジェストでいいんでしょうね。

○永峰総務班長 現時点で、7月の「合併協議会だより」と、もう一回8月に予定されてございますけれども、その協議会だよりの中で、住所変更に伴う手続のご紹介を随時させていただいております。また、次回の8月、恐らく「合併協議会だより」最終になろうかと思っておりますけれども、今、埴委員さんからご指摘いただきましたような合併の案内をその中でやっていきなと。また、各3町の広報紙の紙面についても、共通した情報を掲載するような形で現在調整中でございます。

○横山会長 よろしいですか。

はい、お願いします。

○埴委員　これは、住民の方々が大変心配しているのはそういうところからと思いますので、合併協議会等々に出ている方はよくご存じなんですけれども、一般の方々はよくわからないということがあろうかと思うので、これはもっとわかりやすく概要版ということで細かく、ページ数で10ページになるか20ページになるかわかりませんが、そういうのも出していただければありがたいというふうに思いますので、これはお願いをしておきます。

○横山会長　それでは、橋詰委員さん、お願いします。

○橋詰委員　それと、これは市民にとっては、新しい市になるわけですが、例えば行方市とは直接は関係ないんですが、行方市に住んでいる者にとっては、それ以降のいろんな影響が出てくる部分も現実にあるわけですね。行政体と違う問題かもわかりませんが、例えば法務局一つとっても、鉾田出張所は来年の2月に今度なくなるというお話を聞いています。そうすると、旧玉造は今まで鉾田出張所で登記簿謄本なりとっていたわけなんですけど、これがとれなくなって、鹿島の支局まで行かなくちゃならない。既に麻生の法務局はもう広域になっていまして、北浦町は麻生の支局へ行かなければ麻生の登記簿謄本はとれなかったわけです。それが既に廃止になっています。それで、これも鹿島の支局へ行かなければとれないというようなことで、同じ行方市に住んでいても、そういうような状況の変化を一般住民はよく知らないと思うんですね。

ですから、そういうのを、法務局は法務省の関係と、やはり同じ住民が同じように知り得るというような情報提供を、そういう国・県と連携をとって、それで今後とも行方市としての住民として情報を共有して、同時に知り得る立場にリードしていただきたい、こう思っただけなんですけど、ひとつ今後ともよろしくこの辺は、だれが市長職務執行者になるかわかりませんが、協議会の中で発言をさせていただきたいと、こう思っています。よろしくお願いします。

○横山会長　それでは、ただいまのご意見のように、市民、住民に徹底をしていくということは大事なことだろうと思います。

法務局ばかりでなく、保健所関係、それから土木関係、いろいろ今度は違った意味での管轄が違ってくるということで、県にちょっとお聞きしたいんですけども、例えば土木事務所、それから保健所関係は、この鹿行地区は先々一つになるような計画はないんですか、それともあるんですか。ちょっと難しいかもしれませんが、これ大事なことです、我々にとってはね。ちょっとお聞きしたいんですが。

○松下委員（岡田委員代理）　直接お答えにはならないかもしれませんが、県の出先機関の将

来的なものにつきましては、随時考えていくということになると思います。また、この4月に県の条例を直しまして、出先機関の管轄的見直しの部分を進めております。

その一つをご紹介しますと、麻生町さんでは、保健所が例えば今までは潮来の保健所だったものが今度は銚田の方に、麻生町の住民の方は管轄が変わります。こういったものは、例えば保健所、それから土木事務所も同じように、潮来の土木事務所に麻生町は入っていましたが、今度は銚田の方の土木事務所に入ります。

このようなことにつきまして、7月中に、新聞折り込みという形で県内全戸配布する県の広報紙「ひばり8月号」の中で管轄区域が変わるところを特集を組ませていただきお知らせする予定です。それだけでは不十分ですので、事あるごとにそういう変わった地域で県民の皆様が問題起こらないように、PRに努めていきたいと思っております。

以上です。

○横山会長 はい、それでは。

○坂本副会長 県の方にお聞きしたいんですが、この10月をもって市に、鹿行では行方郡も鹿島郡もなくなったもので、形ばかりなので、この鹿行という名前は残るのかどうか、総合事務所は。そういう関連がたくさんあるんですよね。鹿行総合事務所なんていうのはうちの方でも参加している状況がありますので、そういう点いかがですか。

○小川委員 鹿行総合事務所ですけれども、組織についてはそのまま残るということでご理解をいただきたいと思っております。

○横山会長 では、橋詰委員さん、お願いします。

○橋詰委員 昨日でしたか、銚田土木事務所のある協議会の総会がありました。麻生さんは管轄が違うので、5町村の銚田、旭、大洋、北浦、玉造が出席しておりました。行方市が合併するので当然その中へ、私は麻生地区も繰り入れられているんだと思っていたんですが、例えばそういう総会一つやるにしても、役員改選するにしても、任期が2年だというようなことで、きのうやったわけですよ。だとすれば、そういうようなものがこの合併に合わせて、県の方でも速やかに対応できるようにですね。もう合併決まっているわけですから、そのような形で銚田土木管内に麻生が入ったというようなことを――今現実に入っていないんですか。

○松下委員（岡田委員代理） 合併の日からとなります。

○橋詰委員 合併の日から入る。そうしますと、きのうやった、おとといですか――やった総会というのは、本当に1カ月ぐらいか50日ぐらいの話の暫定的なもので、また臨時総会をやる

というようなことになったわけなんですけど、できるだけそれもむだのないようにお願いを、今後ともいろんな問題が出てくると思うんですが、県と市ではですね、よろしくお願いを申し上げます。

○横山会長 よろしくお願いいたしたいと思います。

山\_さん、お願いします。

○山\_（實）委員 麻生の山\_でございます。大変ご苦労さまです。

2つばかりお聞きしたいんですけども、1つは、この協議会でもちょっと話題になったことがありますし、先般、新聞にもちょっと出ましたけれども、市外局番の統一の問題、これがどういうふうになっているか、どういうふうな経過になっているか、ちょっとお聞きしたいんです。

○横山会長 どうですか、事務局で。

○江寺事務局次長 先般、広報紙の中で、市外局番について載せさせていただきました。また、さかのぼれば、昨年の住民説明会のときにも市外局番統一したいんだという話を差し上げたんですが、それに対する住民の皆さんの反応がちょっとなかったものですから、市外局番の統一になりますと、統一された場合に旧町のエリアで局番が変わるところが当然ありますから、そういう影響とか、それから若干の料金的なもの、基本料金的なものの変更が伴う場合がございますので、今の住民の方々の意向の最終確認といたしまして、うちの方で分析をしまして、最終的には総務省の方へ要望をして、統一をするなら統一するというような形で手続を進めるといことで、最終的な住民意向の分析をしているということでご理解いただきたいというふうに思います。

○横山会長 はい、どうぞ。

○山\_（實）委員 要望としては、何というんですか、市外局番を回さないで、行方市、今の3町が通話ができるようになっていくことを望みます。

それからもう一つなんですけれども、行政区というか、区長の問題ですね。これも協議会の中でいろいろ出ておりましたように、麻生が一番人数が多いんですけども、そこいらについて新市において検討するということになってはいますけれども、分科会において具体的に何か進んでいるのかどうか。また、我々、今の区長会として3町で何かやることがあるのかどうか、そこらをちょっとお聞きしたいんです。

○横山会長 事務局でありますか。

○永峰総務班長 詳細については、ちょっとまだ私どもではっきりは聞いておりませんが

も、18年4月に統一できるような形で進めたいというような意向であるという程度でございます。

○横山会長 よろしいですか。

○山（實）委員 それはわかるんですけども、例えば18年からそういう新体制にするにしても、この17年のうち、要するにもっと具体的に言えば、この17年12月いっぱいぐらいまでにある程度方向が決まらないと、集落としてその体制ができないんですよ。どこも同じだと思いますけれども、やはり18年の役員を決めるについては、18年の早々に新年会をやります。その新年会の中で、今回でいえば18年度の役員を決めるということになるので、ある程度その数値というものははっきりしておかないとそこいらの人選もできないので、これもうちの方ですけども、町会の役員会の中では遅くとも12月いっぱいにはその体制をつくってくれと、それに集落として合わせるということになっておりますので、先ほど、宮内勲委員、北浦の議長さん、会長さんともお話ししたんですけども、それらに向けて、それぞれの町の総務の方へでも話をして、こちらの町会の方のサイドである程度詰めていかなければならないのかなという話もしたんですが、そこら辺についてどうですか。

○横山会長 はい。

○永峰総務班長 今ご意見いただいたような形で、各町の総務課の課長なりにその内容をお伝えして、事前準備に早目に入れるような形でお伝えをしていきたいと思っております。

○横山会長 よろしいですか。

ほかにありますか。

宮内さん、お願いします。

○宮内（勲）委員 9月2日の行事の日程などはおわかりだろうと思うんですけども、ちょっと教えていただけますか。我々は9月1日には解散するわけなんですけど、9月2日には開庁式があるようでございますが、公開するんですか。

○横山会長 事務局でお願いします。

○江寺事務局次長 ただいま調整というか、検討しているところで、その辺はちょっと決まっておりますので、基本的には開庁式では、ほかの例でいいますと、ごくごく内輪でというようなことでございます。新設合併の場合は記念式典のようなものは新市長が誕生してからという取扱いが一般的です。編入合併の場合は、合併日に大々的に合併記念式典というような形をやるところもあるようでございますけれども、今回、当行方については新設合併でございますので、そのような取扱いになろうかというふうには思っております。

○横山会長 はい。

○山\_（實）委員 例えば9月2日に花火を上げるなんていうようなことは考えていませんか。というのは、稲敷がね、3月22日、あの日花火を上げたんですよね。そういうことも考えてくれないのかどうか。

○横山会長 それは聞いていませんね。

ほかにないですか。

（なし）

○横山会長 それでは、大変長時間でありましたけれども、皆さんに大変なご協議をいただきました。

それでは、事務局にバトンタッチをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○一條事務局次長 最後ですけれども、今回は8月18日になりますので、お手元見てのとおり  
の日程でございます。会場につきましては次第に上げてございました。

それでは、坂本副会長より閉会のごあいさつをお願いしたいと思います。

○坂本副会長 長時間にわたり慎重審議、ありがとうございました。

これにて第20回行方郡合併協議会を閉じさせていただきます。

どうもご苦労さまございました。ありがとうございます。

（閉会 16：08）